

富田林市議会会議録 抜粋

会議:令和7年12月11日 富田林市議会 令和7年12月定例会(第4回)第3日
(12月11日-03号)

出典:富田林市議会会議録検索システム (ssp.kaigiroku.net)

URL: https://ssp.kaigiroku.net/tenant/tondabayashi/MinuteView.html?tenant_id=431&council_id=788&schedule_id=4

取得日:2026年9月8日

質問者:11番 南齋哲平議員/答弁者:副市長 谷口勝久

質問 (11番 南齋哲平議員) [抜粋]

2. インターネット上の人権侵害に対応するために。

(1) 情報流通プラットフォーム対処法とその本格的な施行について。

(2) 富田林市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例の実効性を高めるために。

① 被害者の救済・支援等、相談体制の拡充について。

② インターネット上のモニタリング実施とその重要性について。

(略) 市として削除依頼や相談の事例を蓄積し、大阪府や国に対し、行政として削除依頼ができる仕組みを整備するよう強く働きかけていただきたいと思います。(略)

答 弁 （ 副 市 長 谷 口 勝 久 ） 〔 抜 粋 〕

それでは、ご質問の２．インターネット上の人権侵害に対応するための（１）（２）につきまして、関連いたしますので一括してお答えいたします。（略）

このような実態を踏まえ、本市としましても、大阪府や大阪府市長会、大阪府町村長会による令和８年度人権施策並びに予算に関する要望書におきまして、国に対し、大規模事業者の義務に関するガイドラインの中に、被害者本人からの受付フォームとは別に公的機関専用のフォームを設けることが望ましい旨を記載するよう要望しているところでございます。

（略）

最後に、インターネット上のモニタリングにつきましては、情報発信者の表現の自由に配慮しつつ、行政としてどのような情報が誹謗中傷や不当な差別的言動等に当たるのか判断が難しいという課題もございますが、当該情報の拡散防止という点では一定の効果があるものと考えております。

本市では、市民からインターネットやＳＮＳ上で差別等の人権侵害につながるような情報が寄せられた場合、当該情報の内容を確認し、必要に応じて法務局やサイトの運営事業者に対して削除依頼を行っております。また今年度より、モニタリングの実施を見据えて、試行的ではございますが職員が当該情報の把握を行うなど、より効果的な手法等について検討を行ってまいりました。

今後は、他市の取組も参考にしながら今年度モニタリングを実施してまいりたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

※本書は、上記 URL で公開されている富田林市議会会議録から、該当部分を抜粋したものである。